

現物税から貨幣税へ

——「ネップ」初期の農業税——

一 はじめに

社会主義革命後の経済制度について、マルクスもエンゲルスも、更にはレーニンすらも具体的な理論構築は殆んど行なわなかったように思われる。社会主義社会に於ける商品⇨貨幣関係の否定という大前提ははっきりしているが、それへの過渡期に於ける商品⇨貨幣関係のあり方、又は否定へ向けての具体的方策に関して、殆んど述べられていない。^①

マルクスはその数少ない共産主義プランの一つである『ゴータ綱領批判』の中で、以下のように述べている。「旧社会の母斑をまだ付着している」共産主義社会での交換形態は個人的労働時間を価値尺度とした、「依然として、原則において、ブルジョア的

権利である」労働証書制である、と。^②生産手段は共有されているが、生産物の分配に関して「ブルジョア的権利」の残っている社会主義段階にあつては、商品⇨貨幣関係は完全には廃棄されず、分配の際の価値尺度が必要となる。このためにマルクスは商品的性格を持つ貨幣に替わり労働証書制を提起したのであった。一九一七年八月にレーニンによって執筆された『国家と革命』の中でも、マルクスのこのテーゼがほぼ受け継がれている。^③

ロシア革命後も、商品⇨貨幣関係、貨幣の廃棄という基本路線上に社会主義経済を建設しようという構想は、レーニンをはじめボリシェヴィキにとっては共通のものであったことは疑いない。^④そして、新経済政策（以下「ネップ」）の展開と共に、共産党指導部、乃至経済理論家たちの間でこの構想がどのように修正され、

梶 川 伸 一

「社会主義」経済建設が実行されたのかは興味あるテーマであるが、同時にそれは余りにも大きな問題でもある。

ここではその一断章として、「ネップ」初期の消滅するはずの商品Ⅱ貨幣経済の復活という歴史的逆転の情況の下で、ソヴェト農村に於ける現物税から貨幣税への移行が扱われるだけである。まずこれに先立ち、ソヴェト政権初期に於ける貨幣税の役割について簡単に触れよう。

「戦時共産主義」期の経済は貨幣経済から現物経済への移行として特徴付けられるが、ここでは自然発生的な貨幣制度の崩壊が、理論に先行していたと思われる。

一九一七年の二月革命から一〇月革命に至る八ヶ月間では紙幣量が二倍に増加したのに対し、物価上昇は三倍にも達していた。ソヴェト政府の権力掌握時には、一九一四年から始まったインフレーションの昂進は通貨への信頼を失うという段階を遙かに超えており、物価上昇は増加する通貨量を凌いでいた。^⑤

このような貨幣危機の下でも、ソヴェト政府は直接貨幣税を廃止しなかった。旧政府から受継いだ所得税、事業税の外、一九一八年一〇月三〇日付の布告で地方予算の赤字補填のために臨時革命税が導入された。^⑥ このように二〇年末まで貨幣税は「戦時共産主義」期の下でも存続していた。^⑦ 但し、一八年一二月二四日付の

布告により、戦闘勤務に従事する赤軍兵士とその家族は現物税を除くあらゆる直接貨幣税から免除されることになった。^⑧

しかし、現実には貨幣税は財政上の意味を殆んど持たなくなっていた。即ち、一九一九年五月の納税総額は課税額の二〇パーセント以下であり、又、翌二〇年の国家歳入は金計算で一九一三年の水準に比べて〇・五パーセントに低下し、税歳入はその四分の一以下であった。^⑨ こうした税制崩壊の主な原因は、インフレーションの昂進による大幅な貨幣価値の低下であった。一九一八年七月一日から二一年一月一日までに貨幣流通量は四億ルーブリから一一六八・六億ルーブリに、即ち二六・七倍に増加し、一方、ルーブリ購買力は一八八分の一に低下した。^⑩

第一〇回ロシア共産党大会でE・A・ブレオブラジエンスキーが「フランス革命で、フランス・アッシニア紙幣は最悪の時で、五百分の一に価値低下した。我がルーブリの価値は二万分の一にまで低下した。即ち、我々は四〇倍もフランス革命を追い越した^⑪」と、皮肉ったこの貨幣価値の低下が、時の財政政策を遙かに先に進ませ、あたかも貨幣経済から無貨幣Ⅱ現物経済への移行の条件が目前に迫っているかの如く思わせたのである。

一九二〇年六月一八日付全ロシア中央執行委員会決議の中で、貨幣制度根絶のため無貨幣計算の確立を目指している財務人民委

員部の活動は「ソ連邦の経済的及び行政的發展にとって相応しい重要な任務である」と認められた。^⑬

レーニンは同年一月三〇日付の「貨幣税廃止に関する委員会」宛の覚書の中で、過渡期の交換形態について、貨幣交換↓商品交換↓生産物交換の移行を定式化した。^⑭ 同じくレーニンは、同日、「貨幣税の廃止と食糧割当徴発の現物税への転化を同時に準備し、実施する必要がある」との提案を、人民委員会に提出した。^⑮ 更に、財務人民委員部は総ての国家・地方貨幣税と、その滞納金の徴収を廃止する条例草案を作成した。^⑯ 草案に拠れば、地方的必需を充たす地方臨時税のみが残されることになっていた。^⑰

一九二一年一月二一日人民委員会議は財務人民委員部に、国家経済に於ける貨幣計算から新しい価値単位への移行に関する条例草案を作成するよう指示した。^⑱ 割当徴発から現物税への交替が決議された第一〇回共産党大会の後の二一年五月に、この指示を受け、新しい計算価値単位に関する人民委員会報告草案が作成された。この草案に拠れば、一單純労働日の平均生産高を規準とする労働計算単位「トレード・ペー」が確定され（第三条）、この労働単位があらゆる国家経済内で実施される（第一条）と、された。しかし、一九二二年一月一日までに実施されると定められた（第六条）報告草案も、二一年夏以後の商品⇌貨幣関係の自然発

生的復活という情況の下で、結局は結実しなかったのである。

この労働計算単位の構想は「戦時共産主義」期の産物なのではなく、既に述べたようなマルクスの社会主義段階に於ける「労働証書」制の構想と基を一にするものである。即ちこの貨幣の否定は、一九一九年三月の第八回共産党大会で採択された党綱領の中で「ロシア共産党は無貨幣計算の分野を拡大させ、貨幣の根絶を準備する一連の措置」が必要であると唱われ、又、「ネップ」末期の二七年に元財務人民委員Γ・ソコリーニコフが執筆した論文でも「完成した社会主義経済制度 закономерно-социалистическая хозяйственная система では、生産の社会主義的組織的生産と流通が拡大するに依りて、生産の大部分が社会主義経済組織の管轄下に入るに依りて、生産の商品的 성격の死滅 отмирание と同時に、貨幣の商品的 성격も死滅するであろう」と述べられているように、社会主義段階の一定の到達点を示すものである。

二一年春に、現物税の決定と同時に「商品交換」の構想が取り入れられ、無貨幣交換が想定されたのは、確かに二〇年末の自然発生的な貨幣経済の崩壊という情況に対する幻想の結果でしかなかった。これに関し、二三年の第一二回党大会でΓ・ソコリーニコフは正しくも、「我々のうちの幾人かは、我が貨幣制度の完全

な廃止へ、貨幣の完全な廃止へ向かっている等々と想像しがちであったが、実際にはこれは貨幣経済一般の廃止ではなかった。これは……旧ロシアに於いて貨幣の形で蓄積された一定の貨幣資本の廃止でしかなかった」と、述べた。^②

現物税実施の際には、「商品交換」から「生産物交換」への直接の移行を目指しており、過渡期の経済理論として位置付けられていなかった。しかし、まもなく農村での「商品交換」が崩壊し、貨幣交換が現実に応に展開し始めるにつれ、直接に商品⇌貨幣関係を否定しようとする構想が幻想であったことが暴露されるのである。二一年八月九日付の「ネップ」の一般方針を定めた最初の布告『新経済政策実施について』の中で、初めて「地方的規模に限定し、可能で有利な所では交換の貨幣形態に移らねばならない」ことが指摘され、貨幣交換が追認されたのであった。^③だがここでは、財政政策と貨幣経済との関連付けはない。ようやく二一年一二月の第九回ソヴェト大会の『経済問題に関する訓令』の中で、紙幣発行の減少、金本位に基づく貨幣流通の健全化、財源として税の重要性が確認された。^④同大会の『財政と予算に関する決議』の中で、通貨の安定化、予算制度内での財源としての税の実施、予算年度の確定という財政政策の基本方針が定められた。^⑤こうして、二二年は財政政策に於ける新時代の開始であった。^⑥

次いで「ネップ」初期の税制度を概観してみよう。既に二一年七月二六日付の布告により、営業税が導入されていた。営業税は企業開設に対するパテント料と、企業取引から三パーセントを徴収する均等税から成っていた。^⑦営業税は、当初、私的企業を対象にしていたが二二年には国家施設、協同組合施設にまで拡大された。但し、消費協同組合間の取引は免除されるような優遇措置が定められた。^⑧所得⇌財産税は二二年一月一六日の条例に拠り商、工業業務からの純所得及び一定規準を超える賃金に対し、累進税率によって課せられた。^⑨この外、直接税として、主に飢饉県と地方予算に充てられる人頭税的課税としての臨時一般市民税があった。^⑩更に、諸々の間接税、関税があった。

一九一三年の国家・地方歳入に占める諸税の割合は、約三九パーセント（酒専売益金を含めて約六四パーセント）であったが、二二年には約四六パーセントとなった。^⑪地方では税機関の未組織や、地方企業が行政への圧力や買収により納税を回避した結果、^⑫二二年一―九月の徴税は、ロシア共和国の貨幣税歳入のうち、中央のモスクワ、ペトログラート両県で全体の約四五パーセントを占めていた。^⑬一人当りの直接税と間接税の負担は、一三年で直接税（買収年賦金 *buyimnye natechny* を含む）が三・四七ルーブリに対し、間接税は五・三九ルーブリであったが、二二年では

直接税○・三七ルーブリに対し、間接税は○・三三ルーブリであった。^③即ち、戦前の税制に比べて、「ネップ」下ではまず、税蔵入比が増大し、更に直接税の相対比が増加していることが分る。

この限りで、「ネップ」期の税制は、過渡期の貨幣経済の存在を認め累進課税の導入を必要とした一九年党綱領の方針に沿ったものであったが、同綱領の中で述べられているような「貨幣の根絶を準備する一連の措置」は、再び採られることはなかった。

二十七年一月付の論文の中で、ソコリニコフが「貨幣の死滅は現在まだ全然起っていない。次の一〇年間もまだ貨幣経済の発展を基調として進行するであろう」と述べた悲観的見通しは、現在もまだ生きているのである。

このような「ネップ」初期の税制を背景として、農産物を調達する機能を持ち、併せて無貨幣交換への過渡的措置として導入された食糧現物税が、次第にソヴェト農村に於ける商品⇌貨幣関係の展開と共に、質的变化を蒙らざるを得ないのを、以下に見るであろう。

- ① 岡田進「過渡期における商品⇌貨幣関係」(岡陽彰・荒田洋編『過渡期経済の研究』、日本評論社、一九七五年)参照。
- ② カール・マルクス『ゴータ綱領批判』岩波文庫版、二六―二七頁。但し、邦訳を現代かなづかいに直した。
- ③ В. И. Ленин, Полное собрание сочинений, 5-ое изд., Т. 33, с. 91-

102. (以下 ПСС)

- ④ 「戦時共産主義」期の代表的経済理論家の構想について、上垣彰「ソヴェト「戦時共産主義」期の経済建設構想」(『ロシア史研究』二八、一九七九年)参照。

- ⑤ E. H. Carr, Bolshevik Revolution, 1917-1923, vol. 2, Penguin Books, 1966, p. 259. 宇高基輔訳『ボリシェヴィキ革命』第二巻、みすず書房、一九六七年、一九五頁。

- ⑥ これらの税につづいて Ibid., pp. 247-49. 邦訳一八六―一八八頁 История социалистической экономики СССР (以下 ИСЭС) Т. 1, М., 1976, с. 396-97. 参照。

- ⑦ В. П. Данилов. Советская налоговая политика в доколхозной деревне, в кн.: Октябрь и советское крестьянство, 1917-1927 гг., М., 1977, с. 173.

- ⑧ Декрета советской власти, Т. IV, М., 1968, с. 252-54.

- ⑨ E. H. Carr, op. cit., p. 249. 邦訳一八八頁。

- ⑩ ИСЭС, Т. 1, с. 403, 405.

- ⑪ E. Г. Гинимельсон. «Вопросы истории», 1963, No. 5, с. 41.

- ⑫ Десятый съезд РКП (б), стенографический отчет, М., 1963, с. 426.

- ⑬ В. И. Визаник. «Исторические записки», Т. 80, 1967, с. 140-41.

- ⑭ В. И. Ленин, ПСС, Т. 52, с. 22-23. 二一年春の現物税構想からの定式化の延長にある。詳しくは、梶川伸一「現物税につづいて」(『史林』六二四、一九七九年)参照。

- ⑮ В. И. Ленин, ПСС, Т. 42, с. 51.

- ⑯ 本草稿は一九二一年三月十六日、レーニンの提案により撤回された。(В. И. Ленин, ПСС, Т. 54, с. 439.)
- ⑰ ИСЭС, Т. 1, с. 398.

- ⑭ В. И. Билик. Указ. статья, с. 141.
- ⑮ Г. Я. Сокольников. Финансовая политика революцион, Т. 1, М., 1925, с. 286-87. (以下 ФТР)
- ⑯ Еро же. ФТР, Т. 3, М., 1928, с. 291-92.
- ⑰ 梶川前掲論文参照。
- ⑱ Десятилетний съезд РКП (б); стенографический отчет, М., 1968, с. 465. (以下 XII съезд)
- ⑲ 梶川前掲論文第四章参照。
- ⑳ СУ РСФСР, 1921, No. 59, стр. 403.
- ㉑ Десятый всероссийский съезд советов; стенографический отчет, М., 1922, с. 278.
- ㉒ Там же, с. 294-96.
- ㉓ См.; А. Гурьев. «Экономическое обозрение», 1923, вып. 3, с. 68. (以下 «30»)
- ㉔ СУ РСФСР, 1921, No. 56, стр. 354. 三三〇三年度の營業稅徵收の「平均」税率は二五パーセント、均等税は七五パーセントであった。(A. Гурьев. «30», 1923, вып. 11, с. 124.)
- ㉕ И. Я. Трифонов. Классы и классовая борьба в СССР в начале 1921-1923 гг., ч. 2, Л., 1969, с. 187-88. В. П. Дмитриенко. Торговая политика советского государства после перехода к нэпу (1921-1924 гг.), М., 1971, с. 158. 穀物取引は營業稅の對象外 (De-duction), 10 октября 1923 г.)
- ㉖ СУ РСФСР, 1922, No. 76, стр. 940.
- ㉗ 營業稅は消費者に転化される「直接税より寧ろ間接税の性格を帯びた」(И. Гурьев. «30», 1923, вып. 2, с. 67.)
- ㉘ А. Гурьев. «30», 1923, вып. 3, с. 76. 三三〇三年はその他、紙幣発行から三八パーセント。

- ㉙ Г. Я. Сокольников. ФТР, Т. 1, с. 269. А. Гурьев. «30», 1923, вып. 3, с. 70.
- ㉚ И. Гурьев. «30», 1923, вып. 2, с. 66. モンクワでは均等税と所得「財産税の組織的脱税を監視するため」財務部により管区毎に一一九の税委員会が設置された(«Бедноты», 17 января 1923.)
- ㉛ А. Гурьев. «30», 1923, вып. 3, с. 69. 統計上の不備と当時の貨幣価値の変動により「絶対額に殆んど意味はな」。
- ㉜ Директныя КПСС и советского правительства по хозяйственным вопросам, Т. 1, М., 1957, с. 127.
- ㉝ Г. Я. Сокольников. ФТР, Т. 3, с. 292.

二 單一現物税の実施

二二年三月一日に第一〇回党大会で割当徴発を現物税に替えることが決議され、中央執行委員会幹部会、党中央委員会の審議を経て、三月二日付で『現物税』布告が公布された。ここでは原則的方針が規定されただけであり、その後、個々の農産物徴収に関する実施規程が各々の布告・条例で逐次定められた。四月二日付の穀物税に関する布告から九月の家禽税に関する条例まで、全部で一三の農産物が課税対象となった。こうして、「ネップ」初期を特徴付ける初年度の現物税が実施されたのであった。^①

しかし、これら税法令に欠陥があることは当初から認められたことであったが、春の播種期にかけて急いで発布されたためであ

り、又、二一年の未曾有の凶作という困難に直面したため、現存する法令の個々の欠陥について審議し、それらを早急に修正することは出来なかったのである。^②

ようやく二一年九月二七日に「税の欠陥に関する特別委員会」が設置され、中央執行委員会は地方で食糧税に関して活動している総ての全権委員に對し、現存する税法令の欠陥についての特別報告書を送付するよう命じた。^③

同委員会の審議を経て、翌二二年三月一七日付の布告『單一現物税について』が公布された。^④ 昨年の現物税法令が晚すぎたことに鑑み、既に三月二日付で二一／二二年度現物税の徴収が三月一五日までで停止され、それに替わり單一現物税が八月一日から施行される旨の公示が出されていた。^⑤

但し、この公示でも触れられていたが、二一／二二年度にはシーズンを通じていたために徴収出来なかった乳産物と卵に関して、二二年一月一日から八月一日まで暫定的にこれらを徴収する旨の人民委員会議布告が、三月六日付で出された。乳産物は経営内の牝牛頭数と、卵は経営内の耕地数と、各々の地域毎の課税率に基づき徴収されることとされた。ここでは、地域毎に課税率が定められた点、更に、県食糧委員会に、県での総徴収量を減少させない限り地方的条件に應じて郡、又は地区に対する課税率の変更を

認めた点、各個別経営に対する税額が郷執行委員会の指導と統制下で村ソヴェトによって算定される点が、地方的実情に課税実施を適合させようとした、前年度税法令にはない新しい試みであり、單一現物税の先取りと言える。^⑥

單一現物税布告、解説記事、三月に開かれた全ロシア食糧會議の報告を中心に、單一現物税の実施規程と改正点をまとめてみよう。

課税規模は(一)経営内の家族一人当りの耕地と牧草地量(二)経営内の家畜数(三)デシャチーナ当りの收穫率によって算定される。牧草地はそれらの収益性に應じて定められた地域毎の換算率に基づき耕地に、各家畜は一定の係数で牛に換算された。牧草地については、例えばスモレンスク県では牧場一デシャチーナが耕地〇・七五デシャチーナに、シベリアでは牧場一デシャチーナが耕地一・二五デシャチーナに等しいとされた。^⑦ 以上の外、課税地には家屋面積を除く家敷地 *дворный* と、營業税の課せられていない栽培園 *сад*、菜園 *огород* が含まれ、耕地と同等のものとしてた。^⑧ 課税家畜は一歳以上の牛、羊、山羊、四ヶ月以上の豚であり、馬は含まれなかった。各家畜に對し羊一頭は牝牛八分の一頭、豚と山羊・家禽は同じく各々四分の一頭と八分の一頭と、換算率が定められた。^⑨ 收穫等級については、二一年法令に拠れば、モスク

ワで各郡の収穫率が確定され、地方でこの収穫率を変更することが出来ず、これが農民の主要な不満の一つとなっていた。^⑩又、「

「収穫率の算定には今年の試験用脱穀に注意が払われていない」との不満も表明された。^⑪二二年法令では、各県に対しては人民委

員会議、各郡に対しては県執行委員会、各郷に対しては郡執行委員会が定めるとされ、郷内で様々な収穫がある場合には郷執行委員会が村毎の収穫率を確定することが認められた。収穫率は本年度の収穫の見通しが定まる七月一五日に確定するものとされた。^⑫

収穫等級に不満のある場合、九月一日までに申請する権利が農民に認められた。赤軍兵士家族には免税乃至減税の恩典が初めて与えられた。だが、単一現物税最大の改正点はその名のとおり、課税額がライ麦重量単位で算定され、農民は経営内での主要農産物によって納税することが出来ることにあった。主要農産物には穀物、油性種子、ジャガイモ、干草、油 масло、肉が想定されていたが、^⑬これら農産物のライ麦に対する交換率は、県食糧委員会によって定められるとされた。^⑭

課税は二二年度課税統計計算に基づく村名簿 поселенный список に従って行なわれた。名簿の作成、点検過程は前年度とほぼ同じ。^⑮計算の間違いや恩典に関する提訴 жалоба は五月一日から七月一五日までの期間、税監督官を通じて村ソヴェトと郷

執行委員会の保証 заберемie を付けて郡食糧委員会特別会議に送られることが認められた。^⑯このように、「余りにも複雑で厄介なものでトラブルの土壌となっている」^⑰前年度現物税の税法上の欠陥は、単一現物税法によって、ほぼ克服することが出来た。

二二／二三年度法令は前年度に比べて、課税実施を地方的条件に適合させようとする指向が見られ、その分だけ地方機関の整備、組織化に徴税カムパニアの成否がかかっていた。三月の全ロシア食糧会議で、スウィデェルスキーが述べたように「地方組織の参加なしに、税を実施することは出来ない」のである。^⑱

二〇年一二月の第八回ソヴェト大会で採択された強制播種カムパニアの指導機関Ⅱ播種委員会の廃止が、二一年一二月三〇日に公示され、二二年一月三〇日の布告で播種委員会に替り、農業カムパニアの指導機関Ⅱ農業委員会が設置されることになった。^⑲中央では、中央執行委員会の下に、カリーニン以下九名から成る農業委員会が設けられた。地方では県と郡に(一)執行委員会議長(農業委員会議長)(二)土地部部长(同議長代理)(三)上級農業技術者 старший агроном (四)土地整理活動指導官(五)農業ソヴェトにより選出された農民代表(六)農業協同組合代表(農民)(七)労働組合代表から成る農業委員会が組織された。二月初めまでに既に三一県で同委員会が組織されていた。郷ではカムパニアの実施が郷執行委

員会に課せられ、村では村団から三―五名の村委員会が選出される点は、前年度と同じである。^③

しかし、前年度徴税活動の際、農民が最も不満を感じたのは、食糧機関員の不法活動、職権濫用、怠慢にあった。例えば、調達事務所員により窃盗が行なわれ、農民が咎めると逆に逮捕すると脅かされた例（トヴェリ県）、^④ 食糧部隊と税監督官が国家配給券を受取っているにも拘らず農民に養うよう要求した例（チュメニ県）、^⑤ 存在しない土地に食糧全権委員が課税し、その旨の上申書が農民から郷食糧細胞に提出されたが、それはかくも「慎重に」調査され、数ヶ月間放置されたままであった例（リヤザン県）^⑥ 等、地方から数多く報告されている。特に税監督官に不満が集中した。四月に開かれたモスクワ県食糧会議では、税活動家スタッフの縮小と並んで、彼らの質的水準の向上が強調され、そのため監督官全幹部が商品管理 'товароведения'、算術 'арифметика'、ロシア語の講習会 'курсы' を受けることが必要であるとの指摘がなされた。^⑦ 五月のヴラジミル郡食糧大会では税監督官は刷新され、昨年より読み書きの出来る人選 более грамотный подбор が行なわれた、と報告された。^⑧

二二／三年度の単一税の実施は、前年度に比べていくつかの「有和的」方針に特徴付けられる。五月の中央執行委員会会議の

指示に拠り、(一)期限内に支払われた税に対し一〇パーセント減額する、(二)隠匿耕地への追加課税を認めない、(三)甚しい場合を除き脱税者からの行政的手続きでの家畜と農業用具の没収 отбирание を禁止する、(四)原則として仔家畜 молодняк からは徴収されない、ことが指示された。^⑨ 又、労働荷馬車税の二二／二二年度の未納分は徴収されず、二二／三年度は農民経営の利益を考慮し、春の播種後に実施されるとされた。^⑩ 但し、三月一四日付人民委員会議条例に拠り、自然災害を蒙った経営を除き三月一五日までに現物税を完納しない経営に、未納分に対し月一パーセントの割合で延滞料 пеня が加算され、未納分は延滞料を含め二二年一〇月一日までに納付することが定められた。^⑪

一方、農民が直接に現物税を納付すべき調達事務所と補助交換所は、経費節約のために大幅に削減され、調達事務所数は二一年の一八〇〇から八〇九に、補助交換所数は一三〇〇から四七二に激減した。^⑫ 従って、農民は平均五〇―六〇ヴェルスタも農産物を運搬し、それを調達所に引渡し、重量を量り、穀物の重量や品質について罵り合って丸一日が浪費されるという現物税納入の際の煩しきから、農民は依然として解放されることはなかった。

二二／三年度食糧税カムパニアは、まず四月末からの村名簿作成カムパニアで開始された。五月末にはほぼ終了した作成カムパ

ニアに基づき税の算定が行なわれた。現物税規模は、布告によればロシア共和国ではライ麦単位で三億四〇〇〇万ブードと定められていたが、この準備カムバニア後も三億四一五〇〇〇万ブードは確実とされた。それから諸々の恩典に該当する規模を除き、確定 *твердый* 税規模は二億四三五〇万ブードと算定された。^③

七月一三日の中央執行委員会幹部会で、財務人民委員部からP・レヴィンが税に関する報告を行ない、討論の後、共和国の税歳入の増加のために税機関の強化が必要であるとの指摘がなされた。又、七月二二日付で現物税法違反罰則条例が出された。条例に拠れば、行政的懲罰措置として、県・郡食糧委員会による不払人の一定期間の拘留 *арест*、延滞料の追徴が認められた。違反が大衆的性情を帯びた際には、県・郡食糧委員会は執行委員会の合意を得て、(a)不払いの村での宿営 *военный постой*、(b)地区を越える農産物の搬出の禁止、(c)極端な場合には市場の閉鎖、の措置を採ることが出来た。司法機関の判決により没収された財産は税未納分に充てられるとされ、食糧生産物は調達事務所に引渡し、その他の財産は当該管理部 *отдел управления* により競売 *публичные торги* されて売上金は國庫に納められる。^④ 罰則の軽重は前年度と殆んど同じだが、処罰対象と罰則規程が詳細に定められたのが特徴的である。^⑤

南東地区とクリミアでは六月三〇日、^⑥ その他の地区では七月一日に実施された各県に對する收穫率の算定が、八月六日に公示され徵税カムバニアが開始された。^⑦

二年は比較的豊作であり、ロシア共和国で二一年の純收穫九億一〇〇〇万ブードに對し、二年は一四億八八〇〇万ブード、一人当りの余剰は同じく一〇・二ブードに對し、一六ブードに増加した。^⑧ 従って、徵税カムバニアは概ね順調に進捗した。納入期限は二三年一月一日と定められていたが、ゴメリ県、南東地区では一〇月中旬までに、トムスク県、シベリアでは一月末までに調達の完全達成が宣言された。^⑨ これは、農民が期限内納入に對する一〇パーセント減額の特典を得ようとした結果である、と説明されている。^⑩

食糧人民委員H・ブリュハノフの「農民は文字通り納付所 *ссыльные пункты* を包囲している」という楽観的発言とは裏腹に、地方では依然として徵税の際の混乱と農民の不満が散見される。質的に改善されたはずの調達所に関しては、賄賂で屑穀物 *сорное зерно* を税に算定し、これに異議を唱えた農民を調達所の助手 *сотрудник* がライフル銃で脅かした例、^⑪ 調達所の職權濫用を排除するために、農村から選出した全權委員の臨席の下に税の引渡しを行なった例等が報告されている。勿論、課税地、收穫

率の過大評価に対する不満も多く見られる。^⑤又、飢饉地区のサマール県では食糧税は半免されたが、それでも農民は重い負担に感じていると報告された。ウラジミル県での食糧カムパニアを一つの例として見れば、この県全体で期限内に三六〇万ブードの食糧税が完納された。ここでは名簿作成カムパニアに賃金払い 3a dayary で三六一名の臨時活動家が動員された。食糧活動家の行動に関して八件の提訴 Kzato6u が県食糧委員会に届けられ、そのうち二件は郡執行委員会的全権委員に関するものであり、彼らは一四日間拘留された。税法違反調査は九九九件が届けられた。税カムパニアは県委員会と県執行委員会の直接的参加の下に実施され、農民の大部分は好意的に対応した、と言われた。^⑦

前年度に比べて農民による食糧税引渡しへの忌避は少なく、徴税カムパニアは予定より遅れて、カフカースのみが八月初旬から、黒土諸県では八月末に、残りの地区では九—一〇月に開始されたにも拘らず、徴税活動は順調に進められた。^⑧二三年一月二〇日現在、ロシア共和国で約二億七〇〇〇万ライ麦ブードが徴収され、地方的需要二七六万ブードを控除して、二億四二九六万ブードが国家フォンドに入り、調達予定量は達成された。このうち九〇パーセント近くが穀物生産物で納入された。穀物総収穫に対する食糧税の割合は、前年度の一四パーセントから二二／三年度は

一五パーセントにやや増加している。^⑨

- ① 梶川前掲論文第二、三章参照。
- ② 《Beuopra》, 5 mapra 1922r.
- ③ 審議過程については梶川前掲論文第三章二節参照。
- ④ CY POCOP, 1922, No. 22, CT. 233.
- ⑤ 《Beuopra》, 4 mapra 1922r.
- ⑥ 卵、乳産物税の詳細な実施規程は《Beuopra》, 2 mapra 1922r.、布告と解説は《Beuopra》, 9 mapra 1922r.
- ⑦ A. Toponov, 《CO》, 1923, Bm. 7, c. 36. 《Beuopra》, 21 mapra 1922r. 両者間で若干の異同がある。
- ⑧ 《Beuopra》, 26 no3ra 1922r.
- ⑨ 《Beuopra》, 7 mapra II 26 no3ra 1922r. 既に布告発布直後に中央執行委員会の農民代表メンバーから牧草地の換算率は根拠がなく、家畜計算は旧法令より重い負担であるとの不満が表明された（《Beuopra》, 19 an3pa 1922r.）。
- ⑩ 《Beuopra》, 5 mapra 1922r.
- ⑪ 《Beuopra》, 3 ce3pa6pa 1921r.
- ⑫ 《Beuopra》, 17 mapra 1922r.
- ⑬ 《Beuopra》, 15 3e3pa3ra 1922r. 因みに、ライ麦、小麦、大麦、オート麦、そば、きび、いんげん、えんどう、大豆、ひら豆、ドイツ小麦、ひまわり種、亚麻実、棉花、からし実、トウモロコシ、ジャガイモ、油、肉への支払いが認められた（《Beuopra》, 26 3e3pa3ra 1922r.）。
- ⑭ 《Beuopra》, 21 mapra 1922r.
- ⑮ 二一年度については梶川前掲論文七三—七四頁。
- ⑯ 《Beuopra》, 21 mapra 1922r.
- ⑰ 《Beuopra》, 18 3e3pa3ra 1922r.

- ③① 《ベリノータ》, 21 марта 1922г.
 ③② 《ベリノータ》, 30 декабря 1921г. СХ РСФСР, 1922, No. 13, стр. 130.
 ③③ 《ベリノータ》, 16 февраля 1922г.
 ③④ 《ベリノータ》, 10 ноября 1921г.
 ③⑤ 《ベリノータ》, 9 мая 1922г.
 ③⑥ 《ベリノータ》, 10 марта 1922г.
 ③⑦ 《ベリノータ》, 6 апреля 1922г.
 ③⑧ 《ベリノータ》, 25 мая 1922г.
 ③⑨ 《ベリノータ》, 28 мая 1922г. ③⑩ 前年度に実現。
 ③⑪ 労働税馬車税とくじ税 В. П. Данилов. Указ. соч., с. 172, 176-77.
 ③⑫ 奥田央『ソウホト経済政策史』東京大学出版会、一九七九年、三一頁参照。

- ③⑬ 《ベリノータ》, 7 мая 1922г.
 ③⑭ 《ベリノータ》, 16 марта 1922г.
 ③⑮ 《ベリノータ》, 23 марта 1922г.
 ③⑯ 《ベリノータ》, 29 мая 1922г.
 ③⑰ 《ベリノータ》, 29 апреля и 3 сентября 1922г.
 ③⑱ 《ベリノータ》, 21 февраля 1923г.
 ③⑲ 《ベリノータ》, 15 июля 1922г.
 ③⑳ 余物 《ベリノータ》, 28 июля 1922г. 解説記事 《ベリノータ》, 13 августа 1922г.
 ㉑ 前年度については堀川前掲論文七四頁。
 ㉒ А. Торопов. 《ЭО》, 1923, вып. 11, с. 55.
 ㉓ 《ベリノータ》, 6 августа 1922г.
 ㉔ Н. Гурьев. 《ЭО》, 1923, вып. 1, с. 68-69.
 ㉕ 《ベリノータ》, 18 октября и 25, 30 ноября 1922г.
 ㉖ 《ベリノータ》, 9 сентября и 2 декабря 1922г.

- ㉗ 《ベリノータ》, 6 сентября 1922г.
 ㉘ 《ベリノータ》, 18 октября 1922г.
 ㉙ 《ベリノータ》, 7 сентября 1922г.
 ㉚ См. 《ベリノータ》, 13 октября 1922г. и 4 января 1923г.
 ㉛ 《ベリノータ》, 27 января 1923г.
 ㉜ 《ベリノータ》, 2 декабря 1922г.
 ㉝ А. Мышкин. 《ЭО》, 1923, вып. 3, с. 22-23.
 ㉞ 《ベリノータ》, 21 февраля 1923г.
 ㉟ А. Мышкин. 《ЭО》, 1923, вып. 3, с. 25.
 ①② Там же. с. 23.

三 農村貨幣税と穀物公債

前章で見た如く、二二／三年度現物税制度は前年度に比べて改善され、概ね成功裡に食糧カムバニアは終了した。しかし、現物税の実施によって農村経済構造は現物経済から商品＝貨幣経済への移行という大幅な変化を蒙っていた。二一年後半までは農民は貨幣でなく、現有する農産物で決済していた。だが「ネット」の発展と関連して、貨幣が再び現われて、二一年秋には既に農民は貨幣計算で決済出来るようになった。誰も穀物ブードで計算するのを望まなくなった、と農村からの報告で述べられている。①

二二／三年度農業税法で特徴的なことは、この情況に対応して農村貨幣税と穀物公債が実施されたことである。

単一現物税以外の農民課税としては、まず農村にある製粉所と

ひきわり機を対象とする營業税があった。二三年七月一日付中

央執行委員会布告で、製粉所、ひきわり機、搾油所からの營業税

が貨幣のみで徴収されることが定められた。^②同年一月五日の規程

で、栽培園、菜園から、營業税が新たに徴収されることになった。^③

營業税は歳入の七五パーセントが県（州）執行委員会の管轄下に

置かれ、残りがロシア共和国の予備フォンドに入り、地方的必需

に向けられる、という地方的性格を帯びていた。^④二二年二月二日

付で中央執行委員会布告で、飢饉県への援助と地方財政の健全化

の目的で労働能力のある成年住民（男子一七一六〇歳、女子一七

一五五歳）に対して一般市民税が導入された。^⑤一九年末―二〇年

初めにかけて実施されてきた労働供出義務は、二一年一月の人

民委員会議の決定で、労働能力のある成年住民に對し必要な荷馬

車と役畜を供出する労働荷馬車税として法制化された。^⑥その後、

二三年二月一日、中央執行委員会と人民委員会議は労働荷馬車

税を貨幣税に交替させることを決定した。この決定に拠れば、本

課税率は農民經營の収益性と労働日の価値 *coimoty* に応じて

定められ、平均して一農民經營當り二三年貨幣ではば三八ルーブ

リの負担とされた。^⑦更に、二二年一月の中央執行委員会の世帯

貨幣税実施の条例を受け、二二年五月の中央執行委員会會議で

農業經營への世帯貨幣税の実施が決定された。^⑧

以上の財務人民委員部を通じて実施される（但し、労働供出と

しての労働荷馬車税は労働人民委員部の管轄）国税の外に、地方

的産業、商業、家畜等を課税対象とした地方税があった。二二年

六月八日付の中央執行委員会と人民委員會議條例で財務人民委員

部の許可なしで地方税を実施することが禁止されていたにも拘ら

ず、地方権力の違法な地方税徴収が行なわれていた。同一県内でも

地域毎に地方課税が異なる場合があり、農民の多くの不満を招

いていた。例えば、ヴィテフスク県では商人から三ブードを徴収

する地方現物税が、ベルミ県では商人から現物税に對する一〇パ

ーセントの追加税が、ヴァトカ県では一般市民税に對する一〇パ

ーセントの追加税があった。^⑨

二三年五月のモスクワ活動者集会でのソコリーニコフの報告に

拠れば、二二―二三年度で農村から徴収された食糧税は二億五〇

〇〇万金ルーブリ、労働荷馬車税は約五〇〇〇万ルーブリ、一般

市民税は約六〇〇万ルーブリ、世帯貨幣税は約一五〇〇万ルー

ブリであり、更に非常にわずかな部分は認可されているが、大部

分は「独断的 *самочинный*」地方税は約七五〇〇万ルーブリに及

んだ。^⑩現物税価値に對し六割にも達する貨幣税が存在していたの

である。

農民の諸税負担については、当時の統計上の不備、地方的偏差等により確定的数値を算定することは困難である。A・ヴァインシュテインに拠れば二〇／二一年度以後農民の租税負担は軽減の傾向を示しているが、二二／二三年度の課税負担は戦前の一・五倍以上であった、とされている。^⑬ コストロマ県の調査では、一九一〇年の農村住民一人当りの直接・間接税負担は六・五三ルーブリであったが、二二年は戦前価格に換算して諸税負担は七・六四ルーブリ（そのうち現物税三・〇七ルーブリ、労働荷馬車税四ルーブリ）であった。^⑭ このように農民の諸税負担は前年度に比べても、戦前に比べても軽くはなかったのは確かなのである。

二一年春の現物税構想では、税は一時的措置であり、「商品交換」制度が拡大するに依りて現物税は消滅するものと考えられていた。^⑮ 二一年五月の中央執行委員会会議で採択された『農民への訴え』の中でも、税は一時的なものであり、工業の復興と外国商品輸入の拡大に依りて、将来農業生産物と交換に、工業製品の等価物が国家によって提供されるようになるであろう、と述べられていた。^⑯ ここでは二一年春のレーニンの現物税構想と同じく、現物税を媒介として直接に生産物交換⇨無貨幣交換への移行が視野に入れられていたことは明らかである。しかし、二二年になると、「食糧税は永遠なものではない」とか、「現物税は一時的措置で

ある」とか語られる時も、その意味は完全に逆転していた。即ち、貨幣税への移行までの暫定的措置と見做されるようになったのである。^⑰ 現物税の実施は、その構想とは逆に商品⇨貨幣関係を発展せしめ、遂に自らを貨幣税に交替させることを余儀なくさせたのであった。ソコリーニコフがいみじくも述べた如く「食糧税が新経済政策の出生地 *Kohtsymb* であるとしても、その後の発展で新経済政策は食糧税（現物税）の墓穴を掘っている」のである。^⑱

現物税から貨幣税への移行は以下の理由に依り必要なものであった。(一)ソヴェト財政制度は既に完全に貨幣制度となっており、それに応じて食糧税は再編成されねばならない。^⑲ (二)二年秋から工業製品の販売危機が半ば慢性化しており、この危機の原因として農村市場の狭隘性が指摘され、貨幣税への移行で農村に於ける商品⇨貨幣経済を促進して、農村購買力を高める必要があった。更に農村への貨幣の浸透は畜産、酪農、クスターリ業、出稼ぎ業を発展させるであろう。^⑳ (三)農村に偏在している貨幣蓄蔵を税により吸収し、更に貨幣需要を増大させることでルーブリ相場を安定させる。^㉑ (四)現物税は農民に穀物の播種を余儀なくさせ、二二／二三年度徴収で工業原料の割合は一パーセント以下であったが、貨幣税への移行は商品性の高い原料栽培への大きな刺激となり、工業原料を確保することが出来る。^㉒ (五)現物税納入の際の肉体的、物

質的負担からの解放である。例えば現物税穀物を調達所に運搬するために二―三日を要し、又、貧農にとって運搬用の馬を賃借するのは能力を超えた負担であった。^②更に納入には厳しい条件が付けられ、農民と調達所とはトラブルが断えず、この結果、持込まれた穀物のうち八―九割が受理されるだけであった。調達所での不法行為、職権濫用は言うまでもない。このような農民の負担のみならず、国家にとっても調達機関維持のための出費は大きなものがあった。現物税徴収と穀物処理、更に「目減り、乾燥減り」^③「уценка, уценка」で徴収量の三分の一以上が消尽された。その他の損失のため、実際に徴収した穀物の半分だけが利用されたと^④言われた。

以上の理由にも拘らず、二二／二三年度農業税が貨幣で徴収されなかったのは、二二年三月の農業技術者大会でH・オシンスキ^⑤が報告したように、しかるべき機関の欠如と、不安定なルーブリ相場のためであった。^⑥即ち、大量の紙幣発行により進行しつつあるルーブリの価値低下をまぎえに、以下の理由に拠り現物税徴収が有利であると考えられたのである。まず第一に、現物税徴収に替わり穀物を購入することは新しい紙幣を大量に発行することを意味し、これは紙幣価値低下を昂進させるであろうと懸念された^⑦。更に、貨幣税で受取れば、価値低下のために実際には計算された

よりも少ない価値しか受取らないことがある、というのが第二の理由であった。^⑧

ここで、ルーブリ相場を安定させるために、そして貨幣税への過渡的措置として採られたのが穀物公債であった。第一回穀物公債支弁 *покупке* 規程は二二年五月と六月の中央執行委員会と人民委員会議事例で定められたのであるが、それに先立ち五月末から六月初めにかけて『貧農』紙上で連日穀物債カムバニアが張られた。穀物債券は額面ライ麦単位で一から一〇〇ブード^⑨があり、ライ麦一ブードにつき当時の平均市場価格四〇〇ルーブリの五パーセント割引で、三八〇ルーブリ（二二年紙幣）で共和国一律で販売された。申込期間は二二年六月一日から一四日まで。債券は特別穀物ファンドと、一〇〇万金ルーブリファンドで保証され、^⑩償還期間は一九二二年一月一日から二三年一月三十一日までとされた。償還は財務人民委員部との合意で食糧人民委員部によって定められた交換基準に応じて、ライ麦粒、小麦粒、ライ麦粉、小麦粉で行なわれるとされた。更に穀物公債で特徴的なことは、債券を二二／二三年度現物税支払いに充てることが出来たことであった。^⑪現物税納付と同じく二二年八月一日から二三年一月一日までの期間に調達事務所へ現物穀物に替わり払込むことが認められた。^⑫

このような穀物公債の第一の目的は、農村に偏在している貨幣の吸収にあった。公債総量はライ麦一〇〇〇万プードであり、債券販売によって当時までに発行された全紙幣のほぼ三分の一が吸収されると想定された^⑤。即ち穀物公債は国家にとって予算赤字補填のための財源としてより寧ろ、「最初の紙幣価値安定の試みとして大きな関心を持」たれていたのである。農民にとってもいくらかの利点があった。まず、農民は保有する「紙幣を穀物公債に預けて」、日々の価値低下からの損失を免れることが出来た。次いで、通常は穀物価格が高騰する一二月と一月に穀物が保証された。更に、現物税納入の様々な負担から解放されたのであった^⑦。

従って、穀物公債は特に農民の間で大きな関心を引き起こし、夏には応募 *Демисация* にいくらかの停滞が見られたが、秋には非常に大きな需要があった^⑧。債券の需要は穀物価格の変動と密接な関係を持っていた。例えば、スモレンスク県では一〇月がライ麦価格が債券よりも著しく低かったために、債券は農業協同組合でわずかに出回っていただけであった。しかし、一月に部分的凶作のために穀物価格が上昇し、農民は債券の保有を有利と見て、債券を探し求めた。そこでは投機的取引 *спекулятивный оборот* も行なわれた。ヤロスラヴリ県では、債券販売機関である「ムスパンクがないために、農民は私人から債券を購入することを余

儀なくされ、大きな需要のために債券価格は高騰していた^④。ムスパンクも額面での応募を終らせ、ライ麦の相場価格 *Гриппеан цена* で販売し始め、モスクワ取引所では債券価格はライ麦市場価格よりも高くなっていた^⑥。ルーブリ安定への措置として採られた穀物公債も皮肉なことに貨幣投機の対象となったのであった。

二三年一月三日に第一回穀物公債の販売は終了した。発行された債券のうち約八〇〇万プードは住民に（そのうち七八パーセントは農民）、残り約二〇〇万プードは財務人民委員部に引渡された^⑨。食糧人民委員部の資料に拠れば、三月一日現在、ロシア共和国での総量八三四万プードの債券償還のうち、二八・七パーセントが現物で支払われ、七一・三パーセントが食糧税として支払われた^⑩。これは穀物公債を購入した殆んどの農民が税を債券で、即ち貨幣で支払ったことを意味する。農民の中で、明らかに現物税からの離反傾向が見られたのであった。

① «Вестник», 17 февраля 1923г.

② СВ РСФСР, 1923, No. 83, стр. 801.

③ «Вестник», 14 января 1923г.

④ Н. Гурьев, «ЭО», 1923, вып. 2, с. 67.

⑤ СВ РСФСР, 1922, No. 16, стр. 167.

⑥ СВ РСФСР, 1921, No. 78, стр. 658. 奥田央「前掲書三」三九頁参照。

⑦ СВ РСФСР, 1923, No. 15, стр. 191. «Вестник», 24 февраля 1923г.

- ⑧ СУ РСФСР, 1921, No. 80, ст. 893.
- ⑨ «Экономическая жизнь», 27 мая 1922г. 世帯＝貨幣税は村ノホース、集団経営毎々算定され、村団での負担額はスホートに於て個々の世帯に割当せられるという共同体的原理が導入されている（«Беднота», 10 марта 1923г.）。
- ⑩ «Беднота», 4 марта, 24 октября и 21 декабря 1922г. 地方財産と地方税に關して第二回党大会のレポーション報告を参照（XII съезд, с. 462-64.）。
- ⑪ Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 1, с. 117-18.
- ⑫ А. Д. Вайнштейн. Обложение и платежи крестьянства в довоенное и революционное время, М., 1924. 郭訳『露國農民の課税及其他負担重度の研究』大阪毎日新聞社、一九二七年、一八三頁。〕。
- ⑬ «Беднота», 16 апреля 1923г.
- ⑭ 条件＝純収入に対する課税率は二二〇二年度の約八パーセント、按二二〇二〇三年度の二二一五パーセント（В. П. Данилов. Указ. статьи, с. 179.）。
- ⑮ 梶川前掲論文、サ〇七頁。
- ⑯ I-IV сессии ВЦИК VIII созыв; стенографический отчет, с. 97. «Беднота», 11 июня и 13 декабря 1922г.
- ⑰ Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 2, М., 1926, с. 119.
- ⑱ Там же, с. 127.
- ⑲ Там же, с. 122, 179. Н. Дубенский, «ЭО», 1923, вып. 3, с. 13.
- ⑳ Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 2, с. 120.
- ㉑ А. Мышкин, «ЭО», 1923, вып. 3, с. 25.
- ㉒ Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 2, с. 122. 二三回党協議会の決議の中心は、農村市場と原料提供の二つの観点から、農民経済が工業復興の基礎に位置付けられたいこと（Примечания конференции РКП (б); Био-

- графический, М., 1924, с. 205-07. 以下（XIII кон.）。
- ㉓ «Беднота», 1 октября 1922г.
 - ㉔ 梶川前掲論文、七四頁。
 - ㉕ Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 2, с. 122-23. 財務人民委員部代表の発言によつて、この数字は恐らく誇張せられてゐると思われる。このことについては後述。
 - ㉖ «Беднота», 5 марта 1922г.
 - ㉗ «Беднота», 11 июня 1922г.
 - ㉘ Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 2, с. 125.
 - ㉙ СУ РСФСР, 1922, No. 36, ст. 430. «Беднота», 14 июня 1922г.
 - ㉚ Малай советская энциклопедия, I-ое изд. Т. 9, 1931, с. 554-55. 以下「額面は一〇三、五〇一〇、二五、五〇パーセント」。
 - ㉛ 全穀物徴収の五パーセントは「その確保は困難ではない」と述べた（«Беднота», 28 мая 1922г.）。
 - ㉜ 後に製粉所、搾油所からの徴収額を支拂つておけることを認められた（Шестов. «Социалистическое хозяйство», 1923, No. 2-3, с. 145. 以下「СХ」）。
 - ㉝ «Беднота», 28 мая и 14 июня 1922г.
 - ㉞ «Беднота», 28 мая 1922г.
 - ㉟ С. Г. Струминин. «Экономическая жизнь», 1 июня 1922г.
 - ㊱ «Беднота», 28 мая 1922г. Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 2, с. 132.
 - ㊲ Н. Любимов, «СХ», 1923, No. 1, с. 57.
 - ㊳ «Беднота», 15 сентября 1922г.
 - ㊴ «Беднота», 14 сентября 1922г.
 - ㊵ Шестов, «СХ», 1923, No. 2-3, с. 144.
 - ㊶ «Беднота», 9 февраля 1923г.
 - ㊷ Шестов, «СХ», 1923, No. 2-3, с. 145.

四 単一農業税への移行

ソヴェト經濟に於ける商品―貨幣關係の復活に伴ない、現物税から貨幣への移行は不可避であつたが、当時貨幣税への移行を強く主張したのは、健全財政を、そしてまず第一にルーブリ相場場の安定を目指していた財務人民委員部であつた。既に、二二年一月二七日の中央執行委員會會議で、財務人民委員部からの報告に立つたマリューチンは、我々は貨幣經濟の時期にあるが、農村では、「戰時共產主義の遺産である、まだ根絶されてない現物經濟」を持つてゐるとし、現物税が、貨幣經濟へ向う際の主要な組織的、法的障礙物となつてゐる、と見た。更に、現物税の存在の下では、ルーブリ相場安定化に向けられてゐるこの数ヶ月の陣痛 *notyn* を不妊にしてしまふ恐れがある、と述べ、貨幣税に立脚する必要を説いた。^① 健全財政を目指し、ルーブリ相場を安定させるために、これまでの紙幣發行による歳入を減少させ、その分を農業貨幣税で補填しようとするのである。^② では、農民は貨幣税を支払う能力があるのか。これは農村市場の評価に係つてゐた。農業専門家 A・トロポフは、貨幣税を支払うために農民は穀物を換金しなければならぬが、市場が狹隘で、更に穀物調達機關への融資が未組織なので、市場は穀物で溢れ、穀物価格は凋落するで

あろう、と見た。^③ これに対し、財務人民委員部参与 P・レヴィンは、農業は閉鎖的―現物形態から抜け出し、再び商品―貨幣經濟に變つており、貨幣は農村に浸透し始めているので、貨幣税の支払いが可能であると見た。^④ 又、ソコリーニコフは、貨幣税への移行の前提条件として、農民の購買力を増大させ、穀物価格を凋落させないために穀物輸出が必要であるとした。^⑤ 現物納入の際の過剰な出費は、財務人民委員部にとっては不満であり、歳出縮少の観点から、貨幣税への移行が必要であつた。更に当時、現物税、乳産物・卵臨時税は食糧人民委員部で、労働荷馬車税は労働人民委員部で、その他の税は財務人民委員部で徴収されており、貨幣税に統合することで、現物納入の際の損失と諸経費も縮小されると考えられた。^⑥ 又、紙幣の価値低下からくる損失は、貨幣税を分割納入させることで、ある程度防げると考えられた。^⑦

一方、農産物調達を基本任務とし、これまで官庁間で中心的役割を果たしてきた食糧人民委員部は、貨幣税への移行には慎重な態度を採つた。二三年二月末に開かれた第五回全ロシア食糧會議の基調は、そのようなものであつた。食糧人民委員 H・ブリュハーノフは、食糧税から貨幣税への転換は容易ではなく、貨幣価値が不安定な間は、唯一、現物税を採用するのが望ましいとした。^⑧ 税法令修正に関する報告者 B・H・セーニンは、全体として農業

の商品性が低いために、現物税に税を統合することが必要と見た。

穀物収穫が需要よりも少く、クスターリ工業が発展している北部諸県のような若干の地方でのみ、農民は貨幣税を支払う用意があり、貨幣税への移行は可能であるが、ロシア共和国の大部分の県で現物税を廃止することは「非常に軽率な歩みである」と断言した。^⑨ 食糧組織の財政に関して報告に立ったΦ・Φ・スィロモロ

トフは、食糧人民委員部は大幅な人員削減等で出費を切り詰めている事実を指摘し、食糧調達が高つくという財務人民委員部側からの批判に応えた。食糧税を鉄道の駅に運ぶまでに業務上で八パーセントの損失があり、戦前の財務省の調査でも税徴収の維持費は七パーセント前後で、「ようやく創られたばかりで、多くの諸経費を要する財務人民委員部は、貨幣税の徴収で更に多くを浪費するであろう。」従って、現物税徴収の方が大きな節約となる。

というのが彼の財務人民委員部への反論であった。^⑩ 徴税形態の変化に応じて、食糧人民委員部を徴税機関と調達機関に分け、後者を食糧人民委員部に残し、前者を将来、財務人民委員部に移管するという改造案が財務人民委員部から出されたが、二三／二十四年度の単一農業税の実施の際には、貨幣で徴税される地域でのみ、食糧人民委員部の機関を財務人民委員部に引渡すことになった。現物税の存続は正に食糧人民委員部の存亡を賭けての抵抗であっ

た。^⑪

四月に開催される第一二回党大会に先立ち、各地で党協議会が開かれ、税についての問題が審議され、食糧税以外にも農民から徴収されている諸税を、単一農業税に統一することは同意が得られていた。^⑫

第一二回党大会で農村に於ける税政策について報告したカメネフは、農民は食糧税による犠牲に耐えているが、当座は総量を減少させることは出来ないの、税負担の緩和は別の形で、即ち（一）現物支払いを一部であれ貨幣支払いに替えること、（二）税を統合し、単一農業税とすること、（三）外国市場を獲得すること、に求められるべきである、という原則論を述べたに留まる。貨幣税への移行についても、「強行することは、ここでは我々が余りにも長い間現物税に留まると同様に危険である」との曖昧な発言に終始した。^⑬ 決議の中でも、現物税の一部の貨幣税への移行は、農民の状態を緩和し、商品取引を発展させ、貨幣流通を安定させるが故に、国内の全般的経済状態も改善するであろうことが指摘されただけである。^⑭

単一農業税が法制化されるのは非常に遅れ、ようやく二三年五月一〇日付で中央執行委員会と人民委員会議布告が出されたのである。^⑮ 単一農業税規程をまとめてみよう。食糧現物税、労働荷馬

車税、その他の国・地方税に替わり、ライ麦単位で算定される単一農業税により徴収されるようになり、ここでようやく名実共に単一農業税が実施されることになった。アルハンゲリスク県等の北部地域、モスクワ、ペトログラート、ヤロスラヴリ県等の大都市近郊地域、テュメニ、オムスク、チェリヤビンスク県等のウラル以東地域が貨幣で徴収され、残りのタムボフ、オリョール県等の中央穀物地帯では、貨幣―現物の混合形態で徴収されるとされた。^⑬ 現物部分は原則として、ライ麦、小麦、オート麦、大麦、そばの穀物に限定された。^⑭ 貨幣支払いの県でも、貨幣で支払うのが農民にとって困難な場合には県執行委員会の要請に基づき、財務人民委員部が現物で徴収するとされた。課税対象は前年度とほぼ同じ。^⑮ 牧草地の耕地への換算率は全体として前年度よりやや低く定められた。ライ麦とその他の農産物との交換率、ライ麦と貨幣との交換基準は県毎に定められたが、前者の交換率はカムバニアを通して不変のまま、後者は市場価格により変動された。又、税問題の審議のため、県（州）執行委員会と郡執行委員会下の特別税委員会が設置された。県（州）税委員会は食糧委員会、財務部、土地管理部、統計局の代表から成り、郡税委員会は郡組織の代表から成っていた。これら税委員会に、各々郡と郷の収穫等級、税の貨幣部分と現物部分の規模、税特典の採用、農民からの提訴

の検討をし、各執行委員会の承認を受けることになっていた。^⑯ 税支払人には、税の誤った算定、特典の誤った採用に関して、郷財務機関員 *финансист* 又は税監督官を通じて郡税委員会に提訴する権利が、更にはこの提訴に関する郡税委員会の決定に不満ならば、県委員会に上訴する権利が与えられた。^⑰ 税特典は貧農赤軍兵士の家族に対する免税又は減税と、工芸用作物播種地への免税、集約作物、家畜品種の改良、播種面積の拡大等の優良経営に対する減税から成っていた。後者の措置は、工業原料の生産拡大と農村の商品経済の発展を目指したものであった。七月二七日付の布告に抛り、二二年までの現物税の未納分と二一年春までの種子貸付負債の免除が、新たに加えられた。^⑱

既に述べたように、単一農業税の布告は前年の単一現物税の布告に比べて二ヶ月近くも遅れて公布されたために、税カムバニアの開始も、全体として昨年より晚かった。それでも単一農業税の公布以前の四月末から五月初めにかけて、村名簿作成カムバニアが開始されていた。^⑲ いくつかの地方では、農民集会以前に、既に農民たちは単一農業税について知っていた、との報告がある。^⑳ 作成カムバニアは昨年と同じ六月末には完了した。^㉑ 本年度は前年度と異なり、耕地隠匿が処罰の対象とされた。「悪質な隠匿との闘争委員会 *комиссии по борьбе со злостным сокрытием*」

によって隠匿耕地が摘発された。^⑦ここでは、耕地を隠匿する者はクラーク Kynclie と見做された。その結果、村名簿作成に際して、昨年に比べて課税対象地の増加と家族数の減少が見られた。^⑧

五月一日付の布告に基づき、八月二日に各県毎の収穫率が発表され、九月一日に全収穫率の算出表が公示された。^⑨

単一農業税の支払いは二三年一月一日から二四年三月一日と定められ、穀物、貨幣、第二回穀物債券による引渡しが認められた。「貨幣税の宣言」に対して、例えばカルガ島の農民のように「小資力農民は経営を投げ捨てるか、仕事を見つげに都市に行かなければならない。貨幣はないし、どこからも得ることは出来ない」との不安も表明されていたが、徴税カムパニアの最初は、税が「ひとりでに CANONICOM」入って来ると思わせる程、順調であった。^⑩しかし、まもなく現物徴税の不足が目立つようになった。一月二五日で税の穀物部分は全徴収の五分の一に過ぎず、いくつかの県では現物徴税の出費が、徴収された穀物よりも高くつく場合があった。^⑪二四年一月一日までの徴税量はほぼ予定通りで、全体の約七〇パーセント（計画では七三パーセント）が徴収されたが、その内訳は現物部分が一八パーセント弱（計画では三五パーセント）と少なく、それに反して貨幣部分は計画を遙かに超えて五二パーセント（計画では三八パーセント）が徴収された。^⑫

地方市場価格よりも低く定められた貨幣交換率は、農民に貨幣支払いの方が有利と思わせたことが、その原因の一つであった。^⑬

二三／二四年度の徴税カムパニアの過程で、現物税徴収は失敗し、農民は貨幣払いの方を好むことが明らかとなった。カムパニアの最中の二三年二月一日付の人民委員会議布告で、「歳出を縮小するために」単一農業税の現物部分の徴収を、二四年一月一日以後停止することが決定された。これに伴ない、食糧人民委員部の全徴税機関が財務人民委員部に移管されることになった。^⑭又、二三／二四年度で食糧人民委員部の穀物調達が一億一三四〇万ブードに対し、「フレボブロードウクト」、ゴスバンク、ツェントロソユースをはじめとする国家―協同組合調達機関は、二億九〇八〇万ブードの穀物を買付けた。^⑮農産物調達機関としての食糧人民委員部の役割も、ここに終りを告げたのである。

だが、貨幣税の徴収についてもまだいくつかの問題が残されていた。

まず第一に通貨を安定させる必要があった。価値低下し続けるソヴェト紙幣（ソヴズナーク）に替わり、二三年以後チェルヴォネツ新紙幣が発行された。当初は信用取引用と想定されていたチェルヴォネツが次第に流通するようになり、二四年一月一日までに全流通紙幣の七五パーセントを占めるまでになった。^⑯少額

紙幣のソヴズナークは主に農村取引で使用されていたが、それでも二三年末までには農村にもチュルヴォネツツが浸透するようになった。^①二三年一〇月に、労働国防会議は単一農業税の貨幣部分をソヴズナークに替わりチュルヴォネツツ計算で徴収するよう決議した。^②こうして貨幣による単一農業税の徴収を決定した二四年春には、一連の通貨改革が行なわれ、六月にはソヴズナークは完全に流通から排除された。^③

第二に、農民は貨幣を求めて私的商業とより密接となる危険性があった。二三年七月三日の中央執行委員会会議で、ブレオブラジェンスキーは「農民は貨幣を持たず、税支払いのために二束三文で穀物を売るのを余儀なくされている。農民の困難な状態を投機的掠奪者が利用しないように、国税と国営商業とを結びつけることが必要である」と、貨幣税徴収の際の危険性を指摘した。^④だが、農村市場では、国家―協同組合商業が私的商業を質的にも量的にも超えることはなかった。

貨幣税の実施により、農村市場は商品―貨幣関係に巻き込まれることになり、農業税歳入は増加したが、^⑤今度は穀物調達で市場関係によって左右されるという、新たな問題を生じさせるのである。

これまでの農業税は、農業生産力の増加と商品性の拡大を目指

したものであり、農業税制度に対する最大の批判は、貧農を犠牲にして富裕農民を優遇している、という点であった。^⑥二五年に穀物、及び工業用原料の生産、畜産（馬を除く）が戦前の水準を超えると共に、^⑦二六年には中央委員会総会で農業税改革が行なわれ、農業税の役割が修正された。それ以後、大幅な累進税率が導入され、農業税は穀物調達の危機の下での対クラーク攻撃の役割を帯びるのである。^⑧

以上見たように、農業税の徴収形態は農村市場と深い係わりを持っている。本稿ではこの問題に触れることが出来なかったが、これは筆者の今後の課題である。

① IV сессия, ВЦИК IX созыва; Бюллетень, No. 5, M., 1922, c. 1-2.

② См. Р. Левин. «Беднота», 20 апреля 1923г.

③ Цит. из В. Р-кин. «СХ», 1923, No. 9-10, c. 253-54.

④ Р. Левин. «Беднота», 21 и 22 апреля 1923г.

⑤ Г. Я. Сокольников. ФПР, Т. 2, c. 127.

⑥ Там же. c. 123, 179.

⑦ Там же. c. 125-26.

⑧ «Беднота», 1 марта 1923г.

⑨ «Беднота», 2 марта 1923г.

⑩ 一九二一年には食糧機関に三五〇〇万人がいたが、二三年には六〇〇万、二三年には二八〇〇万人に人員削減がなされた (МСОС, Т. 2, c. 112.)

- ⑪ 《Беллота》, 6 марта 1923г.
- ⑫ 一三年五月モスクワ活動者集会での発言（Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 2, с. 119）。
- ⑬ 全ロシア食糧会議では、この財務人民委員部への機関の引渡しの問題が財務人民委員部内でのような共鳴も得ていないことに対する不満が述べられた（《Беллота》, 4 марта 1923г.）。
- ⑭ 例えば、キエフの協議会（《Беллота》, 5 апреля 1923г.）^①、キエフの協議会（《Беллота》, 6 апреля 1923г.）。
- ⑮ XII съезд, с. 440-44.
- ⑯ Там же, с. 688-89.
- ⑰ СВ РСФСР, 1923, No. 42, ст. 451.
- ⑱ 貨幣の混合形態による徴収地域は《Беллота》, 15 мая 1923г.、および《Беллота》, 17 июля 1923г.
- ⑲ 仔細者は免税である。
- ⑳ 《Беллота》, 2 марта и 15 мая 1923г.
- ㉑ 《Беллота》, 7 октября 1923г.
- ㉒ СВ РСФСР, 1923, No. 88, ст. 859. 詳細は《Беллота》, 18 августа 1923г. の解説記号。
- ㉓ А. Торопов, 《30》, 1923, вып. 11, с. 53.
- ㉔ 例えば、モスクワのキエフの協議会（《Беллота》, 19 и 22 июля 1923г.）。
- ㉕ А. Торопов, 《30》, 1923, вып. 11, с. 53, 《Беллота》, 24 июля 1923г.
- ㉖ 例えば、ローストフの管区（《30》, 24 июля 1923г.）。
- ㉗ 例として、ローストフの管区（《30》, 24 июля 1923г.）。
- ㉘ 〇〇〇〇キエフの隠匿耕地が摘発された（《Беллота》, 7 июля 1923г.）。
- ㉙ А. Торопов, 《30》, 1923, вып. 11, с. 54.
- ㉚ 《Беллота》, 21 августа 1923г.
- ㉛ 《Беллота》, 1 сентября 1923г.
- ㉜ 第二回穀物公債は総額一億ルーブルで一三年五月に販売が開始された。ロシア共和国は三地区に分けられ、各々のライオン市場価格で発行価格が定められた（СВ РСФСР, 1923, No. 24, ст. 278, No. 90, ст. 883, 《Беллота》, 31 мая 1923г.）。
- ㉝ 《Беллота》, 6 мая 1923г.
- ㉞ А. Торопов, 《30》, 1923, вып. 11, с. 60.
- ㉟ 《Беллота》, 7 декабря 1923г.
- ㊱ А. Торопов, 《30》, 1924, вып. 3, с. 87.
- ㊲ Еро же, 《30》, 1923, вып. 11, с. 60.
- ㊳ СВ РСФСР, 1924, No. 16, ст. 158.
- ㊴ В. П. Данилов, Указ, статья, с. 180. 一三〇一三四年度の穀物調査による Г. Я. М. Бухман, 《30》, 1924, вып. 23-24, с. 127-29.
- ㊵ 一三〇一三四年度の穀物調査による Г. Я. М. Бухман, 《30》, 1924, вып. 23-24, с. 127-29.
- ㊶ Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 3, с. 282.
- ㊷ XIII кон. с. 16, Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 2, с. 180.
- ㊸ 《Беллота》, 31 октября 1923г.
- ㊹ ИСЭС, Т. 2, с. 113, Г. Я. Сокольников, ФПР, Т. 3, с. 282.
- ㊺ 《Правда》, 5 июля 1923г.
- ㊻ 農業税は一三〇一三四年度は一億七千五百萬ルーブル、一三二一三四年度は一億三千二百萬、一三五一三四年度は一億五千二百萬、一三六一三四年度は一億五千二百萬（В. П. Данилов, Указ, статья, с. 182）。
- ㊼ E. H. Carr, Socialism in one country, vol. 1, Penguin Books, p. 270. 南塚信吾訳『一國社会主義一政治』をみず書房、一九七四年、一九六頁。
- ㊽ ИСЭС, Т. 2, с. 384-86.
- ㊾ В. П. Данилов, Указ, статья, с. 183, 186.